

規 則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年二月十四日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則六一八九

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（埼玉県人事委員会規則六一一一）の一部を次のように改正する。

別表第三警察官（巡査）採用試験サイバー犯罪捜査Ⅰ類の項中「に基づく基本情報技術者試験」を「第二十九条第一項の情報処理技術者試験（情報セキュリティマネジメント試験及びITパスポート試験を除く。）」に改め、「合格している者」の下に「又は同法第七条に規定する情報処理安全確保支援士となる資格を有する者」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。